

オンライン学習受講者募集要領（令和3年度オンライン学習受講促進事業）

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化は雇用情勢にも影響を及ぼしつつあり、離職者等の円滑な就業促進や成長分野や成長領域等へのキャリアチェンジ等が必要とされている。

また、リモートワーク、ジョブ型雇用、ギグエコノミーなど新たな働き方にも注目が高まっており、個人がキャリアを考え、それに基づき必要なスキルを自ら習得（学び直し）していくことの重要性が高まっていることから、個人のキャリアプランに応じて必要となるきめ細かな人材育成機会を更に充実させていくことが求められている。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの研修・セミナー等が中止延期を余儀なくされる中で、オンライン学習は地域においても普及を加速させており、「地方にいながらにして学ぶことができる」、「キャリアプランに応じて必要なスキルを選択して学ぶことができる」といった新たな人材育成の可能性も示している。

このような状況を踏まえ、鳥取県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内企業や求職者の方が求める多様な学習ニーズにきめ細かく対応した人材育成を実施し、県内企業の業態転換や求職者のリスクリング等を推進することを目的とした「オンライン学習受講促進事業」を実施する。

本要領は、オンライン学習受講促進事業を実施するに当たって、オンライン学習の受講を希望する県内の求職者の募集に必要な事項を定めるものである。

2 応募資格

(1) 本事業の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

ア 交付申請日において鳥取県内に在住している者であること。

イ 鳥取県内に就職を希望する者（交付申請日に会社等に在職している場合は、本事業の受講期間終了時点で、転職やキャリアチェンジを行うことが見込まれる者）であること。

ウ 受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有している者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）及び鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。

オ 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。

カ 将来にわたってエのいずれにも該当しないこと及びオのいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

(2) 前項に該当する者であっても、次に掲げるものは受講対象外とする。

ア 高等学校、専修学校、大学・大学院、短期大学及び高等専門学校に在学中の学生（通信制課程在学者は除く。）

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の規定による傷病手当又は疾病又は傷病等を理由に給付される手当等を受給しており、疾病又は傷病等の状況から受講期間修了後ただちに就職活動を行うことは困難と判断される者

ウ 就職する日が決まっている者又は就職内定を受けている者

3 オンライン学習講座の提供

(1) 対象となる学習

本事業の対象となる学習は、オンライン学習動画プラットフォーム Udemy Business（以下「UB」という。）を活用したものであって、次の各号のいずれにも該当する学習とする。

ア 就職やキャリアチェンジに資する学習であること。

イ 自分自身のキャリア形成を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する学習であること。

(2) 利用期間

受講決定から1か月以上3か月以内（令和4年2月28日までの間に終了するものに限る。）

(3) 利用料金

無料

(4) その他

ア 以下5（1）に記載する提出先（以下「サポート事業者」という。）の指示に従い、キャリアコンサルティングを受けること、ラーニングパス（受講計画）を立てること、その他必要な就職支援を受けること。

イ オンライン学習受講促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）、オンライン学習受講マニュアル、Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件に定めるところによること。

4 応募期間

令和4年1月28日まで（随時募集）

5 応募方法等

(1) 提出先（郵送又は御持参ください。）

受講者のオンライン学習受講サポート業務を鳥取県から受託している以下のサポート事業者に直接応募すること。

ア 県東部地域在住の方

〒680-0845 鳥取市富安一丁目74-3
株式会社情報サービス鳥取【担当：山中】
電話：0857-22-1651
電子メール：careerup@istori.jp

イ 県中部地域在住の方

〒682-0023 倉吉市山根540-6 パープルビルⅡ4階
有限会社ほうき【担当：太田・木村】
電話：0858-26-5800
電子メール：info@houki.work

ウ 県西部地域在住の方

〒683-0835 米子市灘町三丁目148-44
株式会社スペック【担当：井上・上田】
電話：0859-23-6600
電子メール：spec-school@web-spec.co.jp

(2) 申請書類

オンライン学習受講申請書（実施要領様式第2号）

(3) 応募に関する注意事項

ア 応募資格を有しない場合又は応募内容若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがある。

イ 受理した応募書類（認定申請書類）については、返却しない。

ウ 必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がある。

エ 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担とする。

6 受講者の決定

申請後速やかにサポート事業者から面談等の日程調整の連絡があるため、それに従い、面談を実施する。面談等により、申し込み内容が本要領に合致しているかを審査した上で、受講の可否をサポート事業者から申請者に通知する。

なお、ライセンス数を超える応募があった場合は、ライセンス数の割り当ての範囲内でなるべく多くの方が受講できるよう実施時期等を調整する場合があるので、予め承知すること。

7 その他留意事項等

- (1) 受講決定後、サポート事業者より UB のアカウント登録の招待メールを送付するので、受講者は、利用者名、メールアドレス、パスワードを登録すること。
- (2) 受講決定後、速やかにサポート事業者とのキャリアコンサルティングを行い、ラーニングパス（受講計画）を作成した上で、受講を進めること。
- (3) 受講環境（PC や通信環境）については、原則、受講者個人で用意いただくが、サポート事業者においても PC と通信環境を備えた自習スペースを用意するので利用希望者はサポート事業者に問い合わせること。
- (4) 推奨受講環境は PC 視聴ブラウザを Chrome とし、5Mbit または 800kbps 以上のブロードバンド接続（通信費は受講者負担）とする。またスマートフォンでの利用推奨 OS は iOS 12.0 以上、Android 6.0 以上とする。
- (5) 受講状況が著しく悪い場合、受講アカウントを第三者に譲渡し、又は利用させた場合、Udemy の利用規約その他 Udemy 社が提示する条件の違反が認められる場合など受講ライセンスを取り消しすることがある。
- (6) 受講者は、受講期間が終了したときは、利用期間を終了した日の翌日から起算して 10 日を経過する日までにサポート事業者に受講報告書を提出すること。
- (7) 受講者の学習状況は、学習管理システムを通じて集計し、統計的に整理した上で、今後の人材育成関連施策の検討に利用するので、予め承知すること。
- (8) 受講者属性（受講者の氏名、年齢等）の登録をした場合、学習履歴を株式会社ベネッセコーポレーションが Udemy 社から取得し、次のとおり利用するので、予め承知すること。
 - ア UB の活用を促進する目的ならびに UB 関連サービス（以下「関連サービス」という。）を提供する目的での使用
 - イ 社会人の学びの指標となる統計データ等を作成するために分析したうえで、個人情報を含まない統計情報として、公表したり、UB の利用企業等に対するコンサルティング業務での使用
 - ウ UB 及び関連サービス、その他社会人の学びに関連する商品・サービスの基礎資料やデータとしての利用
- (9) その他本事業の効果検証や成果の普及を目的にアンケートや成果の情報提供等を行う予定であるので、可能な限り協力すること。